

日本学生支援機構における公金受取口座の利用に関する Q&A 【令和6年9月1日時点】

【1. 公金受取口座登録制度とは】

Q1-1 公金受取口座登録制度とは何ですか。

A1-1 お持ちの預貯金口座を一人一口座、給付金等の受取のための口座(「公金受取口座」として、マイナンバーとともに国(デジタル庁)に任意で登録していただく制度です。

Q1-2 持っている口座を「公金受取口座」として登録する手続きは日本学生支援機構でできますか。

A1-2 本機構で登録を行うことはできません。マイナポータル等で登録をお願いいたします。登録の詳細は、デジタル庁ホームページの「[マイナポータルによる公金受取口座の登録方法](#)」をご確認ください。

Q1-3 私(申込者等)が公金受取口座を国(デジタル庁)に登録しているかどうか、もしくは私の公金受取口座がどのような登録となっているか、確認する方法はありますか。

A1-3 マイナポータルにて確認することができます。同様に、マイナポータルから登録口座の変更及び登録の抹消も可能です。

Q1-4 私(申込者等)が公金受取口座を国(デジタル庁)に登録していない場合、どのようになりま

A1-4 従来通り、奨学金の振込先口座を本機構に届け出てください。なお、既に奨学生である方が公金受取口座を登録していない場合には、特に手続きをする必要はありません。

Q1-5 公金受取口座について不明な点がある場合、どこに問い合わせればよいですか。

A1-5 公金受取口座登録制度に関することであれば、マイナンバー総合フリーダイヤルへご連絡

0120-95-0178(フリーダイヤル) 6番:公金受取口座登録制度

平日 9時30分~20時 土日祝 9時30分~17時30分(年末年始を除く)

または、デジタル庁のホームページ「[公金受取口座登録制度](#)」をご確認ください。

ただし、本機構の奨学金に関するお問い合わせは受け付けておりません。

【2. 奨学金の振込における公金受取口座の利用】

Q2-1 日本学生支援機構の奨学金における公金受取口座の利用とはどのようなことですか。

A2-1 奨学金の申込者または奨学生から、「奨学金の振込先は、国(デジタル庁)に登録した公金受取口座にしてほしい」との希望があった場合、その口座に奨学金を振り込むというものです。

Q2-2 奨学金の振込には、必ず公金受取口座を利用しなければならないのですか。

A2-2 奨学金の振込において、公金受取口座の利用は任意です。希望しない場合は、従来通り、お持ちの口座を奨学金振込口座として届け出ていただきます。

なお、ろうきんのつなぎ融資者が、奨学金振込口座を公金受取口座に指定する場合は、奨学金を申し込む前に、公金受取口座をろうきん口座に指定してください。

Q2-3 私(申込者等)でない者(父母等)の公金受取口座を奨学金の振込先にすることはできますか。

A2-3 奨学金の振込先は、奨学金申込者本人の名義の口座のみとなっており、本人以外の口座に奨学金を振り込むことはできません。

Q2-4 日本学生支援機構が公金受取口座の情報を利用するのはいつからですか。

A2-4 令和5年4月から利用を開始する予定です。

Q2-5 日本学生支援機構は公金受取口座の情報をどのように取得するのですか。

A2-5 本機構に提出していただいたマイナンバーを用いて情報連携を行い、国(デジタル庁)から公金受取口座情報を取得します。

Q2-6 日本学生支援機構が公金受取口座の情報を得たことを確認することはできますか。

A2-6 本機構に対して公金受取口座の利用の希望をした方本人のマイナポータルにログインいただくことで、公金受取口座等の情報照会のやり取りの履歴を確認することができます。

Q2-7 日本学生支援機構が公金受取口座の情報を利用できる根拠は何ですか。

A2-7 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)別表第二の百六を根拠としています。

【3. 利用を希望する方法】

Q3-1 奨学金の振込先を公金受取口座にするにはどうすればよいですか。

A3-1 奨学金の申込の際に、スカラネットで「公金受取口座の利用を希望しますか」に対して「希望します」を選択してください。

Q3-2 奨学金の振込先が公金受取口座になっているかどうか、確認する方法はありますか。

A3-2 「スカラネット・パーソナル」(奨学生として採用された方向けの個人サイト)のユーザー登録が済んでいる場合は、スカラネット・パーソナルにて確認いただけます。

※「スカラネット・パーソナル」への新規登録が済んでいない場合は、奨学金を申し込んだ際の、「スカラネット」のメインメニューから確認いただけます。

Q3-3 奨学金の振込先を公金受取口座にしていたのですが、とりやめて別の口座に変更したいです。どうすればよいですか。

A3-3 在籍している学校を通じて奨学金振込口座の変更手続きをしてください。

Q3-4 奨学金の振込先を公金受取口座にしていたのですが、その口座を解約したいです。どうすればよいですか。

A3-4 在籍している学校を通じて奨学金振込口座の変更手続きをしてください。ただし、振込不能とならないように、変更後の新しい口座に奨学金が振り込まれたことを確認してから口座を解約してください。なお、国(デジタル庁)に登録している公金受取口座の登録を抹消する場合はマイナポータルで行ってください。

Q3-5 公金受取口座にネット銀行(インターネット專業銀行)に登録していますが、奨学金の振込先として利用できますか。

A3-5 ネット銀行(インターネット專業銀行)は、本機構の奨学金の振込先として登録できません。奨学金の振込みを取り扱う金融機関は、本機構ホームページのよくあるご質問「[Q 奨学金の振り込みを取り扱う金融機関と取り扱わない金融機関を教えてください。](#)」にてご確認ください。

【4. 返還について】

Q4-1 貸与奨学金の返還を行う口座は公金受取口座になるのですか。

A4-1 公金受取口座は給付金等の受取のための口座として、登録していただく口座ですので、奨学金の返還では利用することはございません。ただし、奨学金の返還用口座に国(デジタル庁)に公金受取口座として登録した口座を指定することは可能です。

Q4-2 日本学生支援機構が公金受取口座を把握することで、私(返還者)の同意なくその口座から奨学金の返還額が引き落とされることはありますか。

A4-2 本機構が公金受取口座の情報を取得できるのは、法令により、奨学金の「振込」を行う場合に限られています。このため、本機構が奨学金返還のために公金受取口座を把握して引き落とすことはございません。